明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通九）　一
〔告示〕
○平成二十四年度技能検定実施計画を定める件（厚生労働五二）　二
〔官庁報告〕
国家試験
CBTによる平成二十三年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　八
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、公認会計士等の登録及び登録抹消、東日本高速道路株式会社工事開始関係　四
地方公共団体
旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表、教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五
会社その他
会社決算公告　五二

省令

○国土交通省令第九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第八条の三第一項並びに第五十三条第一項及び第二項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月十五日　国土交通大臣　前田　武志

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二章中第十二条を第十一条の六とし、同条の次に次の三条を加える。

（船舶間貨物油積替えの通報の方法）

第十一条の七　法第八条の三第一項前段の規定による船舶間貨物油積替えを行うタンカーの船長が行う通報は、当該船舶間貨物油積替えを行う四十八時間前までに、当該船舶間貨物油積替えを行う海域を管轄する管区海上保安本部、海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地又は海上保安署の長（以下「管区海上保安本部長等」という。）に対して行うものとする。

2　やむを得ない事情により、船舶間貨物油積替えを行うことを決定したときから四十八時間以内に当該船舶間貨物油積替えを行う必要があると認められるときは、前項の通報は、同項の規定にかかわらず、当該決定後直ちに行うものとする。

（船舶間貨物油積替えの通報事項）

第十一条の八　法第八条の三第一項の国土交通省令で定める事項は、同項のタンカーに係る次に掲げる事項とする。

一　名称、国際海事機関船舶識別番号、総トン数及び船籍港
二　航行速力
三　船舶所有者の氏名又は名称及び住所
四　法第八条の三第一項の規定による通報を船舶所有者又は船長若しくは船舶所有者の代理人が行う場合にあつては、当該通報をする者の氏名又は名称及び住所
五　通報の時点における当該タンカーの位置
六　船舶間貨物油積替えの開始及び終了の予定日時
七　船舶間貨物油積替えを行う海域及び当該海域への入域の予定日時
八　船舶間貨物油積替えを行う際の航行、停留、びょう泊又は係留の別及び他のタンカーへの接舷の有無
九　船舶間貨物油積替えを行う他のタンカーの名称
十　積み替える貨物油の種類
十一　積み替える貨物油の量
十二　積込み又は取卸しの別
十三　船舶間貨物油積替作業管理者の氏名、職名及び連絡先
十四　船舶間貨物油積替作業手引書の有無
十五　呼出符号
十六　海上保安庁との連絡方法

（船舶間貨物油積替えの通報事項の変更）

第十二条　法第八条の三第一項後段の規定による船舶間貨物油積替えに係る通報事項の変更の通報は、当該事項に変更があつた場合に、直ちに、当該事項を通報した管区海上保安本部長等に対して行うものとする。この場合においては、当該通報の変更の理由を、併せて通報するものとする。

2　法第八条の三第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、船舶間貨物油積替えを行う海域への入域の予定日時に係る六時間未満の変更とする。